

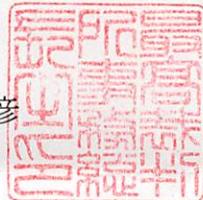
最高裁秘書第701号

平成30年2月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書開示通知書

平成30年2月1日付け（同月5日受付、最高裁秘書第463号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（民事事件・平成29年分）（片面で6枚）
- (2) 最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（行政事件・平成29年分）（片面で1枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、個人識別情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（事件の争点）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(民事事件・平成29年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
平成29年(許)第1号 (一小)	東京高決平28・11・29 横浜地決平28・10・26	執行	強制執行が債務者(抗告人)の提起した請求異議の訴えを認容する判決(債務者が強制執行開始後にした請求債権の弁済(供託)による消滅を理由とするもの)の確定により取り消された場合における執行費用を債務者に負担とした原決定の判断の当否	最決平29・7・20(棄却) 裁時1680号
平成29年(許)第2号 (二小)	東京高決平29・1・12 東京地裁平28・7・14	保全	インターネット検索事業者である相手方(債務者)がその保有する抗告人(債権者)の過去の経歴に関する事実が掲載されたウェブサイトのURL、題名及び要約に係る情報を、同人の氏名に関連する検索を求める利用者に検索結果として開示する行為が、抗告人(債権者)の人格権を侵害していることを理由とする債権者の相手方に対する当該検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てを、上記事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するときとはいえないとして一部却下すべきものとした原決定の判断の当否	最決平29・7・19(棄却)
平成29年(許)第3号 (三小)	大阪高決平29・1・6 大阪地堺支決平28・6・16	倒産	破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から一部弁済を受けた結果、破産手続開始の時において有する債権の全額を基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過する場合、その超過額を破産債権者に配当すべきでないなどとした原決定の判断の当否	最決平29・9・12(棄却) 裁時1684号
平成29年(許)第4号 (一小)	福岡高決平28・11・18 福岡地決平28・9・26	その他	基本事件が「特許権等に関する訴え」に該当することなどを理由として、民訴法16条により基本事件を東京地方裁判所に移送すべきものとした原決定の判断の当否	最決平29・5・17(棄却)

平成29年(許)第5号 (二小)	東京高決平28・10・31 甲府地都留支決平28・8・29	その他	新聞販売業を営む相手方が所持する顧客名簿が民訴法220条4号ニ所定の文書に当たるとして文書提出命令の申立てを却下した原決定の判断の当否	最決平29・3・29(棄却)
平成29年(許)第6号 (一小)	福岡高決平29・1・27 長崎地決平28・10・20	その他	破産手続開始決定前に破産者から依頼を受けた弁護士が当該破産者の破産管財人が提起した訴訟において被告の訴訟代理人として訴訟行為をすることは、弁護士法25条1号に違反しないとした原決定の当否	最決平29・10・5(破棄・自判) 裁時1685号
平成29年(許)第7号 (二小)	東京高決平29・1・31 長野地決平28・8・12	非訟	会社法179条1項の規定による株式売渡請求がされた場合に、同法179条の4第1項・2項の通知又は公告後に売渡株式を取得した者が同法179条の8第1項の売買価格の決定の申立権を有するか否か	最決平29・8・30(棄却) 裁時1683号
平成29年(許)第8号 (二小)	東京高決平29・2・15 東京地決平28・11・11	非訟	会社法179条1項の規定による株式売渡請求がされた場合に、同法179条の4第1項・2項の通知又は公告後に売渡株式を取得した者が同法179条の8第1項の売買価格の決定の申立権を有するか否か	最決平29・9・13(棄却)
平成29年(許)第9号 (一小)	大阪高決平29・2・17	家事	米国人の父の申立てにより日本人の母が米国から連れ帰った子を米国に返還するよう命じた抗告審の終局決定が確定した後、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律117条に基づき、事情の変更があったと認めて同決定を変更し、当該申立てを却下した原決定の当否	最決平29・12・21(棄却)

平成29年(許)第10号 (三小)	仙台高決平29・3・17 仙台地決平29・2・6	その他	債権者を賃貸人、債務者を賃借人とする本件建物賃貸借契約において、賃借人がその地位を実質的に変更したときには、賃貸人は無催告で解除することができ、賃借人は違約金を支払う旨の本件特約がされている場合に、債務者が本件建物賃貸借契約を含む老人ホーム運営事業を別会社に吸収分割させたときに、債権者は債務者に対して本件特約に基づく違約金を請求することができるか。	<b>最決平29・12・19(棄却)</b>
平成29年(許)第11号 (一小)	名古屋高決平29・3・31 名古屋家審平29・1・17	家事	戸籍法施行規則60条に定める文字以外の文字である「襄」の字を子の名に用いることの可否	<b>最決平29・9・21(棄却)</b>
平成29年(許)第12号 (二小)	東京高決平29・4・20 東京地決平29・1・16	執行	[REDACTED]	
平成29年(許)第13号 (二小)	東京高決平29・3・28 東京地決平29・1・16	執行	[REDACTED]	
平成29年(許)第14号 (三小)	大阪高決平29・4・20 大阪家審平29・2・15	家事	民法941条1項による第1種財産分離が認められるのは、相続人の固有財産が債務超過の状態にあるか、又は、近い将来において債務超過となるおそれがある場合に限られたとした原審の判断の当否	<b>最決平29・11・28(棄却)</b> <b>裁時1689号</b>

平成29年(許)第15号 (一小)	札幌高決平29・5・9 釧路家北見支審平29・3・8	家事	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律26条の規定による子の返還申立て事件について、子の返還の合意を含む調停が成立した場合には、裁判所は子の監護者指定の申立てを却下すべきものとした原審の判断の当否	最決平29・9・21(棄却)
平成29年(許)第16号 (一小)	札幌高決平29・5・9 釧路家北見支審平29・3・8	家事	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律26条の規定による子の返還申立て事件について、子の返還の合意を含む調停が成立した場合には、裁判所は、子の監護者指定の申立てを本案とする審判前の保全処分の申立てを却下すべきものとした原審の判断の当否	最決平29・9・21(棄却)
平成29年(許)第17号 (三小)	福岡高那霸支決平29・6・6 那霸地決平29・4・26	保全	離婚により単独親権者となった父が子を監護する母を相手方として申し立てた親権に基づく妨害排除請求権を被保全権利とする子の引渡しの仮処分につき、子の監護を巡る紛争が存在するなどの事情のある本件においては、その本案は子の監護に関する処分であるというべきで、家事審判事項に該当するから、地方裁判所に対してされた上記の申立ては不適法であり、却下すべきものとした原審の判断の当否	<b>最決平29・12・5(棄却) 裁時1689号</b>
平成29年(許)第18号 (二小)	福岡高決平29・5・16 熊本家玉名支審平29・1・13	家事	事情の変更を理由に、調停で定められた養育費の減額等を求める家事審判の申立てについて、申立人の主張を一部認めなかつた原決定の判断の当否	最決平29・10・4(棄却)
平成29年(許)第19号 (三小)	東京高決平29・5・30 東京地決平29・1・19	倒産	再生債務者が虚偽の債権を届出させ、あるいは届け出て、否決されるべき再生計画案が可決された場合は、再生債権の調査手続内で再生債権の額等が確定している場合であつても、民事再生法202条2項4号所定の不認可事由である「決議が不正な方法で成立するに至った場合」に該当するとして、上記事情の有無を職権で調査させるため、再生計画の認可決定を取り消し、1審に差し戻した原審判断の当否	<b>最決平29・12・19(棄却)</b>

平成29年(許)第20号 (一小)	知財高決平29・6・12 東京地決平29・3・30	その他	高性能多核種除去設備に関する営業秘密の使用を理由とする損害賠償等請求訴訟において、「高性能多核種除去設備の設計・製造・運用に関して作成された文書」等に係る文書提出命令の申立てにつき、「文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項」を明らかにしてされたものではないとして、却下すべきものとした原審の判断の当否	最決平29・10・12(棄却)
平成29年(許)第21号 (二小)	東京高決平29・6・12 東京地決平28・11・2	倒産	破産者には、浪費により著しく財産を減少させ、過大な債務を負担した免責不許可事由(破産法252条1項4号)があり、裁量による免責を認めるのは相当ではないとして、破産者の免責を許可した原々決定を取り消して免責を不許可とした原審の判断の当否	最決平29・12・20(棄却)
平成29年(許)第22号 (三小)	東京高決平29・7・20 新潟地高田支決平28・1 0・7	その他	株式会社の解散の訴えに係る請求を認容する確定判決につき、訴訟の当事者でなかった株主が、解散していないことを前提に特定の取締役の地位確認請求等を提出して独立当事者参加の申出をするとともに提起した再審の訴えについて、不適法であり却下すべきものとした原審の判断の当否	最決平29・12・5(棄却)
平成29年(許)第23号 (二小)	東京高決平29・6・30 東京地決平28・12・20	非訟	会社法179条1項の規定による株式売渡請求がされた場合に、同法179条の4第1項・2項の通知又は公告後に売渡株式を取得した者が同法179条の8第1項の売買価格の決定の申立権を有するか否か	最決平29・10・4(棄却)
平成29年(許)第24号 (一小)	福岡高決平29・7・14	その他	上告理由書の提出期間の最終日を配達日に指定して宅配便で発送された同理由書が、宅配便業者の手違いによって上記期間経過後に原裁判所に配達されたため、上記期間内に同理由書の提出がなかったとして民訴法316条1項2号により上告を却下した原決の判断の当否	最決平29・12・7(棄却)

平成29年(許)第25号 (一小)	福岡高決平29・7・14	その他	上告受理申立て理由書の提出期間の最終日を配達日に指定して宅配便で発送された同理由書が、宅配便業者の手違いによって上記期間経過後に原裁判所に配達されたため、上記期間内に同理由書の提出がなかったとして民訴法318条5項、316条1項2号により上告受理申立てを却下した原決定の判断の当否	最決平29・12・7(棄却)
平成29年(許)第26号 (三小)	東京高決平29・8・10 東京地決平29・6・8	保全	[REDACTED]	
平成29年(許)第27号 (二小)	福岡高決平29・8・8	その他	原審の認定に経験則違反がある旨の記載のある上告受理申立て理由書に民訴法318条1項所定の記載がないとして同申立てを却下した原決定の判断の当否	最決平29・12・13(破棄・自判)
平成29年(許)第28号 (三小)	東京高決平29・9・28 千葉地佐倉支決平29・8・10	その他	[REDACTED]	
平成29年(許)第29号 (一小)	福岡高決平29・9・15 大分家審平29・6・30	家事	別居後5年を経過した後に、妻が夫に対し婚姻費用の分担を請求した場合に、妻が経済的に困窮していないこと、別居時に経済的給付を受けたことなどを考慮して、請求が権利の濫用に当たり許されないとして却下すべきものとした原決定の適否	最決平29・12・21(棄却)

※赤字部分が、今回更新した部分です。

【最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表(行政事件・平成29年分)】

事件番号等	原審情報	事件の争点等		結果
平成29年(行フ)第1号 (一小)	高松高決平29・2・14 徳島地決平28・11・10	その他	徳島地裁に提起された傷病賜金を給する旨の裁定の取消訴訟(基本事件)において、徳島県知事が行訴法12条3項にいう「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当しないことを理由として、同法7条及び民訴法16条1項により基本事件を高松地裁に移送すべきものとした原決定の判断の当否	最決平29・5・17(棄却)
平成29年(行フ)第2号 (二小)	高松高決平29・3・24 高松地決平28・9・14	その他	県議会の議員が議長に提出した政務活動費に係る領収書等の「所持者」及び民訴法220条4号口該当性	最決平29・10・4(棄却) 裁時1685号
平成29年(行フ)第3号 (三小)	札幌高決平29・5・29 札幌地決平29・3・23	その他	村議會議員が地方自治法92条の2の規定に該当する旨の村議会の資格決定処分について執行停止決定がされた後に上記議員の失職に伴う補欠選挙が行われた場合における上記処分の取消しを求める訴えの利益	最決平29・12・19(破棄・自判)
平成29年(行フ)第4号 (一小)	東京高決平29・6・30 東京地決平29・5・31	その他	文書の不存在を理由としてされた不開示決定の取消し等を求める訴訟において、当該文書が存在すること等を立証するためにされた証拠保全の申立てにつき、いわゆる探索的な証拠申出に当たるというほかなく、証明しようとする事実との関係において検証の目的の特定が実質的にされていない不適法な申出といわざるを得ないとして、当該申立てを却下した原審の判断の適否	最決平29・9・14(棄却)

※赤字部分が、今回更新した部分です。